

広島県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町東城字五呂嶽五番一地从先から 庄原市東城町川西字霞ヶ岡四四六番六地先まで	七・〇〇〇 三・〇〇〇 九・〇〇〇 五・〇〇〇	七・〇〇〇 三・〇〇〇	四一〇 四二〇	四一〇・〇〇 三二〇・〇〇	ダブルウェイ